

基山町浄化槽工事基準

(基準の適用)

第1条 この工事基準は、基山町家庭用浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて設置される合併処理浄化槽の設置工事に適用する。

(工事の施工)

第2条 浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省 建設省令第1号）に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 工事に当たっては、浄化槽設備士が工事を実地に監督するか、又は自ら工事を行うこと。
- (2) 基礎工事は栗石地業及び基礎コンクリートを打った後、十分な養成期間をとること。
- (3) 本体の据え付け時には、水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めをすること。また、埋め戻しには石などの混入していない良質の土砂等を用いること。
- (4) マンホール蓋のかさ上げ高さは、バルブ操作などの維持管理が容易にできるようおおむね30cm以内とすること。また、30cm以上となる場合は、ピット構造とすること。
- (5) 流入管きよ及び放流管きよの勾配は、1/100以上とすること。
- (6) 放流口と放流水路の水位差を適切に保ち、放流が逆流しないようにすること。
- (7) 生活排水は全て浄化槽に流入させること。
- (8) 雨水や工場排水等は浄化槽に流入させないこと。
- (9) 各排水が屋外に出た起点、45度以上の屈曲点落差のある所、2系統以上の排水の合流点及び管きよの内径の120倍を越える直線部分には、升を設置すること。
- (10) 升は全て雨水等が入らないよう密閉できる蓋の付いたインバート升とし、升の内径が15cm以上の丸形または角形とすること。
- (11) 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の上部を人の通行等がある場合は、20cm以上の覆土をし、特に自動車等が通る場合は、コンクリートスラブを打つこと。

(12) 浄化槽本体の上部には、コンクリートスラブを打つこと。

(施工の確認)

第3条 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置工事終了後、一週間以内に別表のチェックリスト及び各号に定める写真を基山町長に提出し、建設課職員による施工現場での確認検査を受けなければならない。

(1) 浄化槽設備士が、正面を向いて、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）

第30条に規定する標識を掲げ、工事を行う場所を背景に写っている写真。

(2) 栗石の突き固め終了後及び基礎コンクリート養成後の状況がわかるもので、スケールとともに写した写真。

(3) 水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが、わかるもので、これらの作業に必要な水準器・スケール・ホース・突き固め用器具とともに写した写真。

(4) マンホール蓋のかさ上げ高さがわかるよう、バルブの上端からマンホール蓋までにスケールをあてて写した写真。

(その他の条項)

第4条 本基準に定めのない事項または、本基準に疑義の生じた時は、必要に応じ、基山町長の指示を受けなければならない。